

「亀岡市障害者基本計画及び障害福祉計画」  
策定に係る関係団体調査  
結果報告書

亀 岡 市

# 目 次

---

1. 調査概要 .....	1
2. 各分野についてのご意見 .....	2
(1) 障害のある人への理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進 .....	2
(2) 生活支援 .....	7
(3) 生活環境 .....	11
(4) 安全・安心 .....	14
(5) 療育・教育、文化芸術活動・スポーツ等 .....	17
(6) 雇用・就業、経済的自立への支援 .....	21
(7) 保健・医療 .....	24
(8) 情報アクセシビリティ(コミュニケーション) .....	27
(9) 行政サービスにおける配慮 .....	29
3. 市の施策、重点課題、計画策定等に関するご意見 .....	31
(1) 亀岡市の障害者施策について .....	31
(2) 「障害」の表記について .....	34
(3) 計画策定についてのご意見やご提案 .....	36

---

## 1. 調査概要

---

障害のある人の関係団体に対して、亀岡市の現状と課題や今後の意向を把握し、亀岡市の障害福祉のニーズや課題を整理することを目的として実施しました。

### (1) 事業所・団体名

1	社会福祉法人 松花苑
2	社会福祉法人 亀岡福祉会
3	社会福祉法人 花ノ木
4	社会福祉法人 信和福祉会
5	社会福祉法人 亀岡市社会福祉協議会
6	NPO 法人自立支援センターかめおか
7	亀岡市障害者相談支援センターお結び
8	なんたん障害者就業・生活支援センター
9	NPO 法人はびねすサポートセンター
10	有限会社ハーモニーケア
11	公益財団法人 関西盲導犬協会
12	亀岡市肢体障害者協会
13	亀岡市視覚障害者協会
14	口丹聴覚障害者協会亀岡支部
15	亀岡腎友の会
16	京都府難聴者協会亀岡支部
17	亀岡市障害児者を守る協議会

### (2) 学校・保育所名

18	亀岡小学校 通級指導教室
19	安詳小学校 通級指導教室
20	千代川小学校 通級指導教室
21	東輝中学校 通級指導教室
22	第六保育所
23	東部保育所
24	川東保育所

---

## 2. 各分野についてのご意見

---

### (1) 障害のある人への理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進

#### ◎地域における理解・交流活動

◇障害のある人の理解の促進として、各施設、事業所の資質向上にもつなげられるように行政が中心に学習会、事例発表等を定期開催する形を希望。地域交流など障害者への関わりを通して、人権尊重意識につなげていく。

◇どこでもいつでも手話や筆談での会話ができることが望ましい。そのために手話を地域に広めることが重要。聞こえないことへの理解が広まることで地域社会への参加や差別の解消になる。また鳥取県のような「手話言語条例」の制定が大切である。

#### ○手話を地域に広めることが重要

例えば、学校、PTA で行事に合わせて手話のことやろうあ者の理解教育が必要。小学校4～6年生を対象に、学習会などを毎年行うことが大切である。中学、高校では実施している所が少ない。

#### ○「手話言語条例」

民生委員の仕事について考えて欲しい。地域においては一番の課題である。地域に広めることで災害時の支援ができる。

◇多くの市民にとって障害者福祉について他人事になってしまって、当事者になってはじめてその現実気付くということになっているのではないだろうか。

意識を変革していくには、何をおいても教育であり、多くの時間を費やし子どもたちとともに暮らししていく人たちであると感じてもらえる取り組みが必要。そのために交流する機会を増やすべきだが、それぞれにふれあう工夫が必要。(音楽プログラムなど)

行政がパンフレットを作っているがフィードバックが少ない。広めていくための費用が必要。

◇ボランティア活動や障がい者の各種催しに、それぞれの障がい者に対して補助活動を推進してもらえ様な組織づくり。年に1回の福祉のつどい以外に、例えばライオンズクラブ、ロータリークラブ、新聞社とのコラボレーションによる各種団体による行事の開催など、社協との共同でもっと障がい者に広く参加出来る行事運営を行い、それを市が後援する形を希望。

◇地域社会への参加のための交通の便の強化。

◇地域においては、高齢者・子どもたちに関わる課題と比較して理解が薄いように思われる。

→家族、当事者による独自の学習会は積極的に行われているが、障がいに関連する研修会・学習会などに関係者のみならず、多くの方に積極的に参加を呼びかける必要がある。

◇地域の人の障がいに対する理解が深まること。

地域での周りの人の視線や言動。(学校生活の場・仕事の場・家族や近隣の人との関わりの場において、偏見や不適切対応を経験している人が多い) 障害のある人と接することがない人は距離をとっている。また学校(小～大)などで学ぶべき機会が少ない。

◇現在、毎月第一木曜日の午後から、ふれあい広場を開催し、情報提供及び交流を行っている。

午前はトーンチャイム練習(こだまサークルと合同)をしており、年数回デイサービスなどで発表している。トーンチャイムという楽器を演奏することで音が聞こえにくくても音楽の楽しさを味わいリラックスすることが出来る。

- ◇地域の店舗等との連携や警察等々との連携と学びの場。生活圏の中で、行政側からの支援が必要。
- ◇差別については、まだまだある。

## ◎保育・教育機関等

- ◇保護者との連絡や関係機関との連携を密にする。
- ◇特別支援保育研究会の参加や、発達支援に関わる研修会に参加する。
- ◇園内での職員研修会やケースを検討し職員全体で対象児の理解をする。
- ◇教育現場における学習。いじめ問題との関連性は、大、健常者と障がい者は形態が違って、差別無く共に生きるということを学ぶ教育。障がい者になる機会は皆平等にあるという事（事故、事件、病気、災害）、しいては差別の解消に繋がる。
- ◇保護者会の研修や職員研修で発達障害について学んでいるが、保護者会研修への参加が少ないので今後参加を呼びかけていく。
- ◇発達障害について、教職員及び保護者の正しい理解と認識、支援が必要。  
多動な子どもが多いため、学習の様子を見たときに保護者と話し合うようにしている。医療との連携や個別で幅広い対応が必要。行動特性のために困っている子どもの数は確実に増えている。
- ◇保育所では障害児を受け入れ、一人ひとりに必要な支援をしている。  
クラスの仲間と共に生活し育ちあう中で、子ども同士が違いを認め合いながら、障害児への理解ができてきている。年々障害児が増える中で一人ひとりに合った支援をしながらも集団としてもまとめていくクラスづくりには難しさがある。
- ◇親の理解と医療との連携。学校と保護者と医療とが協力しあって子どもを見ていく方法を模索するべき。花ノ木医療センターなど、福祉サイドとも連携し、信頼関係を保っていく。
- ◇生涯を通じて一貫した支援。就労など社会に出てからのことも大切。発達障害を持つ方は適応障害になる可能性がある。
- ◇保育所では発達に弱さを持つ子どもたちの保護者の希望があれば、幼い時より集団の中で、人間関係や社会性で良い学びができるよう保育を行っている。子どもたちだけでなく、保護者、職員も子どもの姿から学ぶことが多くある。第六保育所が障害のある人の理解や差別の解消へ働きかける環境となるように思っている。
- ◇実際に行っているが、放課後サロンのニーズ（要望）が多い。対象者だけでなく、広く参加できるような場を設けてほしい。児童のサロンについて、子どもの居場所を確保すべきであり、児童が20人以上になると個々に目が行き届かない上、職員の負担も多い。

## ◎グループホーム、ケアホーム設立における住民理解の不足

- ◇2月に事業所を移転したが、説明会で反対がなかったことに安堵した。  
移転の場合反対の声があることが多く、障がいのある方への市民の理解が少ない。（行政の人間が間に入っていなかった。）
- ◇出会った人の多くは、初めは障がいのある方に対しての不安や戸惑いを感じていても、実際に接していく中で理解を深めてもらった。しかし昨年、グループホーム開設に向けて取り組んだところ、あからさまな反対にあい断念せざるを得なかった。

住民の理解が不足しており、実際に住んでいる当事者もいるため、グループホーム建設後、住み続けると意識が変わってくるものである。市民の人は安心安全を求めているが、一方で他のものを差別しようとしている。高齢者は共通の課題であるので、知っていて欲しい。

ボランティアも多いと思っているが、グループホームは人員が足りていない。他の施設（聖ヨゼフ）などはボランティアが多かったが、こちらには受け入れ体制ができていない。

一方、他のホームではご近所の子もたちとも大変良い関係を築いている。こうした人の意識を変えていく力を持っているのはやはり障がいのある当事者である。障がいのある人があたりまえに地域で暮らせるようにしていくこと、施設はその機能を開放しボランティアや一般市民を呼び込むことが必要。市民に開放し、入所してもらい交流を深めて欲しい。

◇差別解消の法律ができて、例えばケアホームや作業所を作る時には必ず反対運動が起こったり、行政から「地域住民の理解は？」と問われることがある。

差別解消法について、周囲の無理解を感じる。行政の意識のあり方にも疑問を抱く。

◇差別の”禁止”から”解消”へと捉え方がずいぶんトーンダウンした感がある。しかし、ケアホーム開設を計画するにあたり、差別の実態が変化していない事実を目の当たりにした。「障害のある人もない人も共に」を学び合える場（イベントを通して等）が必要。（関係事務所からの発信と、市からの発信）

例として、登校できない子や輪に入ることができない子、伝達・差別がある子など、

ほとんど全ての小中学と交流会を行っている。ハートフェスタやゴスペルなど、理解が広がっている。

## ◎広報・啓発

◇当該分野における課題、問題点は多岐にわたるものである。市・関係団体・教育機関・当事者団体等が一体となり、あるいは個々の活動においても、市民に向けた啓蒙・啓発活動を積極的に取り組む必要がある。また、差別解消法が有効的に機能することを期待。

◇市・関係機関は障害や障害のある人についての理解のための啓発を進める。

市・関係機関・団体は障害のある人と共に活動するような機会や交流の機会を増やす。また障害のある人の社会参加を進める。市民は自己啓発に努め、障害や障害のある人への理解を深める。

知り合う、出会う機会があること、身近に仕事などを共に行っていることが大切である。

◇健常者には中々理解が難しいが、権利擁護のためには広報が大切だと思う。地道に広報活動を行う必要がある。

## ◎成年後見制度等の促進、権利擁護の推進

◇成年後見制度の利用強化＝権利擁護

NPO 法人等、個人ではなく法人が成年後見人に就任できる制度、システムの構築。花ノ木医療福祉センター入所者の多くが父母等を成年後見人として利用契約しているが、高齢化が進み成年後見人の継続に困難があるため。150人の入所のうちほとんどの方が利用。

また親の方が継続できる後見人がいない。そのため市民後見人の育成や法人で後見人や親の助けができる支援を考えて欲しい。安定した第三者後見が必要。

◇成年後見制度（成年後見制度利用支援事業の推進）による契約行為の行使や障がい者権利擁護支援などの有効活用。支援センターから団体とのネットワークの構築など。

## ＜成年後見制度＞

- ・利用に至るまでのプロセスが大切。
- ・担当者のエネルギーが大切。
- ・専門的でなくても支援できるようにすることが大切。

- ◇当事者が権利擁護に意見を持たないため、参画が必要。障がいのある人が意見を言う場所がなく、障がいのある人が義務を果たしていく必要がある。
- ◇権利擁護における生活支援員さんの数が少ない。市民の協力が大切だが亀岡社協との協働が必要。
- ◇権利擁護は認知症が多かったが、知的障害についても近年は増えてきた。  
→家族の高齢化。自立的な生活を進めようとする中で増えている。

## ◎社会参加

- ◇障がい者自らが一般企業で働き、地域の中のグループホーム等で暮らして地域に溶け込んでいくことが地域住民の理解の促進や差別の解消につながっていくものである。  
亀岡市はじめ関係機関は、就労の促進やグループホームが設置できる制度設計を講じる必要がある。  
例えば、亀岡市役所庁舎内での職場実習の実施や雇用を進めるなど方策が必要。  
市民と関わりを持ち、ふれあう機会を作るのが大切。また一般企業で働くことが地域住民の理解の促進や、差別の解消につながり啓発になる。  
京都府が積極的に障害者の実習に取り掛かることに意義がある。関係機関にて職場実習を行い、訓練し雇用に繋げたいが、現状では理解が少ない。

## ◎その他・意見・要望

- ◇障害のある人への理解については、進んでいるのか疑問が残る。
- ◇すべての公共施設や企業の中に、ユニバーサルデザインという視点が定着し、具体的な改善が図られる必要がある。そのための広報活動や予算の確保が必要。  
障がい者やその家族をどうするのか？ではなく、障がい者やその家が穏やかに暮らしていくために社会はどうするのか？が問われており、その視点をぶれないようにしておく必要がある。  
必要なサービスを受けられない状態であり、コミュニケーションの手段を周りが身につけなければならぬ。(例：自閉所)
- ◇依然として公的サービスの広がりがあるにもかかわらず、障がい者への介助の大部分を家族に依存している現状がある。個々の障がいとニーズが尊重されるような支援サービスの決定システムを望む。
- ◇障害のある人が一般地域の方々と日常的に交流できるような小さなサロン等を希望。(児童の地域活動支援センターのようなものが必要。)
- ◇知人の認定を拝見している中で、区分認定や支給が対象者ときちんとあっていないのではないかと疑問に思う。学習会にでていますが、継続的にいけていないので改正して欲しい。
- ◇障がいのある人へのボランティア活動の推進について、ボランティア活動をされている団体の情報を教えて欲しい。(肢体協を通じて) 別途、ボランティア団体だけをあげて、冊子などパンフレットにすることが大切。
- ◇お笑い芸能の芸風の変更、マスメディアの改善  
テレビや舞台上演中に一部障害者を馬鹿にするような芸風があり、大人でさえ無批判に日常会話に入

れ、問題とっていない。当然青少年も同様に、携帯電話の普及などにより無自覚に差別を行っている。障害者に対する配慮が必要であり、芸能界は今治外法権となっており、大衆洗脳による人権侵害を受けている。報道・マスメディアにおける障害者の人権保護を求む。

◇人工透析を受けているが、就職がしくて面接に行くと企業によって頭から病人と考えて就職の理解度がかかなり低く、市民の理解がない。

◇亀岡市だけでなく、盲導犬の同伴を拒否される事例がある。その際事業者の方と話をしていると、「盲導犬」という動物の同伴を拒否しているのではなく、盲導犬を同伴している視覚障害者を拒否しているように感じる。（拒否をする側の方は、知らないことから断りたい、という心情もあるかと思う）

飲食店、販売店での対応の改善を求む。企業研修がよくある「身体障害者補助犬法」について、相談される事例がある。市として補助犬についての一般の市民に対するイベント、交流事業などを行えば啓発につながる。

障がい者の権利が、健常者に比べきちんと守られているとは言えない状況にあり、今後もぜひ差別の解消に行政からの周知は必要。例えば事業者との意見交換会などの場の設置など、相互の理解が深まるような機会を行政が取り組んでほしい。

「民間の事業者」で、飲食店の免許を更新する際に補助犬についてのパンフレットを配布している。伏見区には、バリアフリー講座がある。（車いす、聴覚障害の方）

◇福祉といえば高齢者が入りやすいが、障害については地域の学習会でテーマに取り上げられることは少ない。

## (2) 生活支援

### ◎相談支援

- ◇相談支援の重要性は言われるものの、そのための予算や人材の確保は不十分と言わざるを得ない。  
(ヒアカウンセラー)生活や余暇を楽しむことが出来ていない(サービスの利用でそこまでいかなくてはならない)
- ◇通級している児童の保護者が抱えている悩みについては、教育のことだけではない場合も多いので、広く相談に乗ってもらえる窓口を用意し周知徹底できるようにしてほしい。  
保護者からの悩みについていろいろな問題があるが、精神的な問題を抱えている人が多い。  
現状で保護者支援が難しく、個人的な相談窓口が必要であり、学校の窓口だけでなく、教育研究所などの施設との連携が必要。しかしながら、相談において先の見通しについてはもたれていない。
- ◇子どもの発達を保障していくために、支援を必要とする子どもに支援担当を配置し保育にあたる。必要に応じて発達相談や教育相談など他機関につなげていく。
- ◇複数のサービスを組み合わせている人に対して、全体を把握できていないケースが見受けられる。もちろん、一般相談からサービスにつながっている人は多いが、年数が経過してしまうとフォローアップが不十分になる。現状の相談支援体制では限界がある。  
今後の計画相談が充実すれば、介護保険のケアマネージャーのような立場で、生活全般を継続して把握していく体制ができてくると思うが、これも体制的に行き詰ってくる。そのためには、市からの相談支援の委託料の増額を含めた財政的な助成と、人員確保の面でもサポートが必要。  
介護保険のケアマネージャーのような立場で、生活全般を継続して把握していく体制、計画相談体制が必要であり、フォローアップが重要。体制が不十分なため、行き詰まる。  
今後障害支援が充実し、計画相談支援へとつながり、サービスの充実、要援護者の増加などサポートの強化をしてほしい。
- ◇相談支援に関しては、福祉専門的な対応ができる人材が不足している。  
一人で対応できる人の人数も限られている。ケアマネではなく、全般的な支援が必要。
- ◇気軽に相談を聞いてもらえる場所が身近にある事。
- ◇発達障害をもつ親への相談支援が課題である。親のケアが難しい。どこに相談に行けばいいのかかわからない。悩みの内容については、グレーゾーンであるがゆえに発達障害についての理解や受容に悩んでいる方が多い。

### ◎訪問系サービス

- ◇利用者のニーズがあっても、サービス供給量には限界があり、すべてに応えることはできない。例えばヘルパー利用で入浴をしている方すべてが、一斉に「夜にお風呂に入りたい」と希望を出されたら、たちまちヘルパー事業所はパンクしてしまう。福祉サービスは徐々に増えてきたものの、障害者の生活は本人さんたちの我慢の上に成り立っている、という視点を忘れてはならない。
- ◇ケアマネージャーがいなかったことが課題。
- ◇訪問介護計画書はある。

- ◇把握していただいていると思うが、市で細やかなところまで見られているか疑問。
- ◇ホームヘルプの利用希望は市全体で増えていると思う。
- ◇タン吸引をして欲しい。(現在はヘルパーではなく保護者が対応していると思われる。)
- ◇サービスについての相談や、利用者の情報などが集まりにくく、調整することも難しい

## ◎居住・施設サービス

- ◇ショートステイやグループホームなどのニーズを考えた時、現状は極めて貧困であり制度の充実とその予算の確保が必要。

例えば、12月にショートステイを利用したい場合、10月の申し込みが必要となる。グループホームは高齢化が進んでいる。ニーズ量もいっぱいである。

- ◇必要な時にいつでも使えるショートステイやレスパイト支援を提供するサービス事業者は少なく、法的な制約のもとで医療的ケアを提供できる介助者も不足している。これらにかかわる社会資源の拡大が必要。外出移動支援のあり方の充実、目的のあるものについては一人ひとりのニーズに合った支援の形が必要。

緊急時に受けられるものの振り分け、一か月前から予約しなければならないレスパイトの利用。普段から利用のある人ならば対応できるが、新規の方などすぐに対応することができない。

(はびねすは子どもから大人までサポートしているので、利用者のことを把握している。)

- ◇短期入所サービスの充実。家族入院等の緊急時の受け入れ先確保が困難で、綱渡り状態。医療が必要な時に、緊急な時に利用できない。広域の市町村として考えてほしい。市町村のネットワークでの対応を行っている。経営の分担も可能になる。

- ◇グループホーム等の住民は、潜在的なニーズはかなりあると思われるが、整備は進んでいない。入所施設の待機も後を絶たず、家族との同居を前提とした制度建設も随分と無理がきている。

地域の中で、少人数で生活できるグループホーム(ケアホーム)は消防法や建設基準法、バリアフリー条例などの規定により開設が困難。安心・安全は当然必要だが、障がいのある人のための規定が逆に障がいのある人の望む生活の阻害要因にもなっている側面もある。グループホームなどの住居整備が進むよう亀岡市の応援が必要。

- ◇万一の事故防止のために全体に施設内をみえるようにする必要があり、サービスの調整の他に、入所先にモニタリングができる所が必要。

- ◇グループホーム、ケアホームが増えること。

地域とのつながりが大切。生まれたところの近くに住むのがいい。地域の社会資源が整っていることが大切。地域づくり。

- 気軽に相談を聞いてもらえる場所が身近にある事。

公営住宅に優先的に入居できる。困った時に手助けをすぐにしてもらえる。

- 住まいを契約するときの保証人、契約を助けてくれる人がいること。

- ◇愛知県知事が打ち出したような、公有地を最大限に活用して、民営で障害者福祉施設、事務所、GH、CH等を倍増させるような大胆な発想を期待したい。

- ◇市街化調整区域が多く、事業展開に制約が多すぎる。グループホーム、特区で行って欲しい。

## ◎日中活動系サービス

◇相談支援事業の充実により、在宅障がい者の方々の支援依頼が急増し、同時に日中活動サービスの利用希望も増加の一途で、特に就労支援系は慢性的な資源不足に陥っている。あわせて支援学校卒業生の進路保証に関しても同様の課題を抱えている現状を民間の事業所だけで解決する事は困難であり、官民一体となった取り組みの必要性を感じる。

ネットワーク会議を定期開催しており、B型事業所で人が一杯だという現状を把握。新設予定もないであろう。在宅の人が相談してきている。また毎年の中学生進路の確保が課題。

◇亀岡市内の日中活動サービスはすでにどこも定員いっぱいになってきており新たなサービスの必要性が高まっている。成人期の通所支援サービスが不足している。毎年丹波支援学校の卒業生を受け入れることだけでも汲々としており、不足は明らか。その会社資源を整えるため、亀岡市の応援は不可欠である。「ワークスおおい」がいっぱいであるが、入所の中の部分を使っている。通所の作業場を使った整備が必要。

重度重複障がいや重い自閉症がある人たちには、専門的にかかわれる機関・スタッフが必要となるが、人材確保へのサポートが必要。専門性についても障がいになっている。通所先についてはいろいろな障害があってもいいと思う。シェアハウスなど委託でするのかの交渉としている。

## ◎サービス全般

◇市においては前向きに取り組んでいただいている。

◇現在どこに行っても手話ができる人がいない。特に高齢ろうあ者は読み書きが苦手である。

聞こえる人と同じようにサービスが受けられるようにして欲しい。福祉全般のサービスについて同じことが言えるが、高齢者が多く、人材が足りていないため、ホームヘルパー、デイサービスは重要な課題である。介護保険料を払っているが、ヘルパーさんとのコミュニケーションができていないため、手話ができるヘルパーさんが必要。

◇地域独自の専門性に特化した各種サービス、そのサービスを組み合わせることにより個々のニーズに細やかに迅速に対応することを可能とした、福祉社会を目指していくべきだと考える。そのために企業やNPOなどの新規参入を加速させ、選べる福祉が展開されることを期待。

◇乳幼児で保育所や幼稚園に通っておられる方は多くのサービスを受けることができている。しかし、在宅の方への情報は十分とは言えないのが現状。在宅の方の支援のネットワークが構築できるようにと思う。

◇これまでにまだ経験はないが、盲導犬使用者が盲導犬を同伴してデイサービスを利用したい時には、その受け入れがスムーズにいくように、福祉サービスを提供する事業者の方にも補助犬に対する理解が広まっていることが必要だと思う。高齢者施設。福祉？の日中支援

◇縦割りの事業になっている。

各々の機関が、どこでどのような支援事業を行っているのか把握し、連携を取る必要がある。

ケース会議はあるものの、個別的な対応になりがちである。

支援センターの支援員が把握してやっているが、十分とはいえない。利用されている方の発信、その都度の状況に応じてケース会議は開かれる。

## ◎人材の確保・育成

◇ヘルパーの不足

- 重心の障害児者に対応できるヘルパーが少ない。
- 男性（同性介助が可能なように）ヘルパーが少ない。
- 希望していた日に利用できない事があるため、労働条件（待遇面）を充実してヘルパーを増加。
- 放課後児童デイの環境を整え、療育的内容の充実を希望。  
本当に必要な人がサービスを受けられるようにして欲しい。
- 放課後支援が必要。

## ◎就労支援

◇働く場所が近くにあること。

一般就労、多様な就労。

◇支援学校卒業後の受け入れ先が少ない。特に重症心身障害、重度自閉症等。

生活介護。市で30分以内の所で日中を過ごせる場所。サービスを選べない。どこもいっぱい。複数が助けられるように。

サービスを特例的に組み合わせることが多い。法的にいろいろな工夫を行ってほしい。

## ◎その他・意見・要望

◇支援情報が整っていない。

周知がされていない。一人暮らしの視覚障害者の方への支援、社会参加。

◇視覚でわかるように絵や写真を使って知らせる。

◇地域であたりまえの暮らしをするというベースさえ整えられていない実態がまだまだ多くある。さらに、同年齢の市民と同等の暮らしをするためのニーズに応えるためには社会資源の不足は否めない。人材育成も含めた環境整備（裏付けのできる予算組）が必要。

◇グループホーム、ガイドヘルプは、介護保険と比べて、立ち遅れている。知識やスキルを備えた人がいないため、一般の市民の方が理解することは難しい。そのため、質の向上につながらない。

中学校、高校にて職場体験、交流会が必要。一般の方たちへの発信の方法を考えて欲しい。

◇市は各サービスや支援を受けるに当たっての経済的負担ができる限り軽減され、受けやすくなるように、福祉予算等の充実が望まれる。特別支援学級、3学級。通級、3名。

◇介護保険の利用もあるが、食事サービス、買物サービス、亀岡市は公共交通機関が不便。巡回バスは亀岡駅周辺のみ。公共機関の運行本数が少なく、行きたいところに行けない。高齢者が多い中で、障がい者の方が取り除かれている。

◇介護サービスとの関連性で、単に障がい者だけにとどまらない。

### (3) 生活環境

#### ◎住居・生活環境の改善

- ◇吉川町や古世町にある市営住宅の改築と、より多くの人たちが入居可能への推進を希望する。
- ◇まだバリアフリー化されていない駅や公共施設の早急な改善と共に、例えば小売店舗においても、段差解消などの工事を行った場合に市私有の助成金を出す等の支援が必要。  
一般人、社会的弱者が住みやすい環境を望む。
- ◇いわゆる「親のなきあと」の問題は絶えることがなく、グループホーム等でカバーするには事業者の負担が大き過ぎる。意味合いの異なるバリアフリーではあるが、公営住宅の利用に際して、より障がい者に歩み寄ったルールの改変を期待する。  
民間アパートに暮らしている人が出ていかなければならなくなった際に、入居出来なかった。柔軟に貸してもらえないか。(くじ引きの問題、優遇面の問題)
- ◇地域住民とのバリアフリー化を図る学びの場が重要。高齢になったときの大変さ。
- ◇市・関係機関は住居のバリアフリー化等についての活用しやすい補助制度を設けたり、身近なところで気軽に相談できる窓口を設けたり、また周知されることが望まれる。スロープをつけるなどの支援が必要。
- ◇市・関係機関・団体は、現在の不便なところやバリアフリー化が必要なところなど、全体をしっかりと把握し、改善するためにまずは細かく調査してほしい。
- ◇住宅改造費の助成の促進。
- ◇住居という事では、グループホーム、ケアホームを作る時の資金的な支援をお願いしたい。
- ◇グループホーム設置条件の緩和を進めてほしい。グループホーム設置条件の緩和は調整区域であり、基準法や消防法など、色々な制度が絡んで設置できないため、今後研究を進めて欲しい。

#### ◎民間施設、公共機関のバリアフリー化

- ◇民間施設へのバリアフリー化の推進に向け行政の指導を要する。  
ソフト面のバリアフリー化も大切。
- ◇玄関スロープを設置。
- ◇駅、市役所等公的機関の掲示にひらがなをふってほしい。
- ◇亀岡会館、中央公民館のバリアフリー化。
- ◇スロープは2ヶ所設置してあるが、トイレは和式トイレであり、施設内のバリアフリー化は停滞気味である。
- ◇車イスで利用した公共施設は市役所、ガレリア、市民病院、東部文化センター、福祉センター、図書館である。個人的には、活動を広げるため、他にどんな所があるのか知りたい。特にトイレが重要。  
洋式トイレ希望。
- ◇自閉症の人は聞くことに苦手さを持っていても「視覚でとらえる」ことは得意である。トイレの場所など目で見てわかるような支援があると良い。
- ◇教職員の意識向上も大切である。支援づくり？自閉症の人の視点にたった支援。ユニバーサルデザインの視点について。
- ◇学校内では、暑さ、寒さ、音刺激などの感覚過敏から来る生活のしにくさがあるため、快適な学習環

境を望む。(特に夏場の教室にクーラーの設置。空き教室の増加。)

◇グループホーム、ケアホームの助成。そのためには市民の理解が必要。

◇福祉センターの駐車場が少ない。

◇車いすの人で公共機関は難しい。公共施設でバリアフリー化している所は多いか疑問。

◇中央公民館などのバリアフリー化の改善をお願いしたい

◇教育研究所がバリアフリー化になっていない。また昔の施設については、バリアフリー化されていない。

## ◎道路・公共交通機関

◇障害のある方が歩きやすい所がとても少ない。(音響信号、点字ブロック等はじめ、路面の凹凸など)

◇聴覚障害のある人にとって、目で見えて分かる情報が大切(駅、停留所、車内等での電光掲示板、聴覚障害者対応システムの確立、バス・電車等における災害時や緊急時の情報の伝達方法など)

◇有料道路の無人料金所を聴覚障害者対応可能なシステムに。

◇FAX、情報機器、コミュニケーション機器(ループ、OHPを含む)電光掲示板などの設置、充実。

◇障がいのある人、高齢の人にとって、生活環境のバリアフリー化は必須である。

JRの駅で唯一バリアフリー化が遅れている千代川駅について、現在検討されていることを歓迎する。

また、交通弱者でもある障がいのある人、高齢の人にとってふるさとバスの運行など、亀岡市は努力されていることがみえている部分もある。

まちづくり条例ができ、エレベーターや点字ブロックは整備されてきましたが、点字ブロックについては途切れているところが多く、また使い勝手が悪く実際に使っている人をあまりみかけない。バスの運行回数がもっと増えればよいと思うが、数人しか乗っていないバスを見ると難しい問題だとも感じる。

◇JRを利用するが優先席が座れない。

◇篠地域と市役所、ガレリアへのアクセスが悪い。市内循環バスについては、不便。

◇車いすやベビーバギーで出かけると道路の段差や狭さ、障害物などで通れないことがある。JRの駅でもエレベーターがない、階段や段差があるなど不便な場合がある。ハード面での整備と共に実際に車いす体験を実施するなど市民が相手の立場を知る機会があればと思う。

◇具体的な場所の指摘はありませんが、音響信号や点字ブロックの設置については地元の視覚障害者協会の方々の意見を積極的に取り入れていただきたい。

実際に歩行上危険を感じる点としては、スーパーの前などでの放置自転車、凸凹状態の歩道に対して改善を希望。

利用者の視点が大切であり、一般の人の理解が必要。

◇公共施設のバリアフリー化は進んでいるが、道路の段差については、改修の検討が必要な箇所がある。

- ・住居についてはバリアフリー化の助成があり進んでいる。

- ・公共機関は、道路の整備がまだ十分ではないのでは。

- ・ガイドヘルプ、線路上を車いすで渡れない。(エレベーターがないところなど)

南丹病院へ亀岡から行く際、八木駅で降りられず、園部へ行って戻ってくる方法になり不便。安全性の配慮もあると思われるが、改善をして欲しい。

◇交通機関においてもバリアフリー化による助成。

## ◎こころのバリアフリー化

◇物理的なバリアフリーも大切であるが、市民の障害者に対する意識も変えていく取り組みが必要。これまで啓発のためのセミナーを実施されてきて、それなりの成果もあったが、市民生活を送る中でもっと自然な形で、障害者が溶け込んでいるような形が望ましい。具体的には、多くの障害者が一般企業で働いていることや、グループホーム等で地域の中で暮らしていることが最も市民に触れあいやすいと思われる。

## ◎その他・意見・要望

◇障害者に対して市役所に提出する書類が多すぎる。身体に障害があり、度々市役所に行くのはつらい。

## (4) 安全・安心

### ◎避難対策

◇今後の取り組み課題。

一時的避難（近所の付き合い、名簿の登録などについて。）

◇避難場所、避難経路の確保と避難所でどんな障がいがあっても安心して過ごせる環境作り。そのためにも障害者や高齢者、社会的弱者に視点を当てた訓練を実施することで問題点が浮き彫りになる。

◇安全・安心は、障害の有無にかかわらず重要な分野であると考え。市・関係団体・市民など全てのセクションを動員したとしても、有事における支援の範囲は限定的になってしまうのではと予測される。有事を見据えた事前の備えが大切と考える。

◇市独自の仕組み作り、そのための関係者、有識者機関の設置など早急な対策が必要。

- ・知的障がいや発達障がい等の人たちにわかりやすいシステム。

地域の防災訓練。（災害時弱者の人への対応）防災無線。手挙げ方式。

システムはどのような場面に必要か。避難所のルールは文字、ルビで書かれていてもわからない。

◇（市・関係機関）

- ・障害の特性に応じた災害情報の伝達手段や防犯システム等を確実に配備することが望まれる。

◇救急、緊急、防災システムの確立。（手話通訳派遣、情報提供）

消防、警察のシステム、対応によっては難しい部分がある。福祉避難所が必要。

◇福祉避難所として、当法人の施設が指定を受けているが、具体的な動きは見えてこない。万一のための連絡会などが定期的開催され、万が一に備えることが必要ではないだろうか。

指定されただけになっており、勉強会を行う必要がある。また備蓄など、災害に備え具体的な対策が必要である。

◇保育所内では安全でバリアフリーとなるように環境を整えている。緊急時のあらゆることを想定して訓練を行っているが、あくまでも園内だけとなっている。ISO、ISS の取り組みの中でも考えていかなければならない。

◇障害のある人を安全に避難誘導する消防計画が必要と考える。

緊急時の支援については、地域での見守り・連携が必要と考える。

災害などの有事には個別に確認が必要。

◇災害時にどこに行ったらいいのかわからない。

「1次避難所」の後の2次避難所（福祉避難所）の周知を行ってほしい。

- ・民生委員など地域とのつながりも必要になる。

- ・有事の時に力量が発揮できるようにしてほしい。

### ◎要援護者の把握・ネットワークづくり

◇災害・緊急時における”個人情報保護法”の取り扱いについて融通性の必要性はあっても良いのでは。

◇近所にどんな方が住んでおられるのか等、個人情報の関係はあるにしても普段から何かあった時の体

制作りを自治会単位で想定する必要がある。

◇避難所に入れない障がい者の存在。「行政だけでは無理」という問題もある。福島の場合もあるが、個人の情報を公開して災害時に対応できるのかが問題。

◇障がいのある人の障がい特性や住所、住居の把握をし、地域コミュニティを強化しての活用。ネットワークづくり。

「地域住民の力」を考えて。近所の人、障害など把握している。市街はできていない。民生委員は把握しているが、地域に日常的にサロンで交流できればネットワークができるのでは。横のつながりが欲しい。

サービスもふりわけながら協力している。緊急時の対応を話し合っている。

◇障害のある人たちも一緒に地域防災訓練の実施など日常的につながりをもてるようにしておくことが大切。

◇在宅の方で孤立している人が多い。精神障害の方で退院指導を受けている人。一人ひとりについて決めていく必要がある。福祉避難所は指定しただけになっている。計画に切り込んでいくことが必要。障害者を守るネットワーク。相談した形跡がない。リスクがない。

自閉症の方で困った人が多い。医師会や薬剤師会などの協力が必要。

◇（関係機関・団体）

・家族も含めたネットワークを構築し、個々の状況が把握できるようにしていく必要がある。

（市民）

・近隣の障害のある方について地域で把握し、日頃からの交流やサポートを大切にしながら、いざというときに生かしていくことが必要と考える。自治会や区・組の中で、誰が声をかけるかなど、明確になっている必要があるのではないか。

弱者になりがちである。伝達システム、孤立しないような仕組みづくり。

◇FAX を活用した緊急事対応のネットワーク確立。

◇個人情報保護法の運用を本来の目的に立ち帰らねばならない。

緊急時に要保護者を確実に保護する為には要保護者と救助者が何時どこで、だれがだれを、を特定しさらに救助者は一案がダメの時は二案とバックアップ案が三段階程用意しないと成功しないが救助者たる公務員（民生委員、自衛消防隊等にすら要保護者（高齢者、障がい者など）に情報は伝達されない実効のある救助計画の作成は不可能である。

◇これは当事者サイドの問題も大きいと思う。障害児者にふれあいネットワークに登録に加入するよう啓発が大切だと思う。制度を、当事者や市民に広く、啓発を進めてほしいと思う。

## ◎災害時の問題

◇保育中の災害・緊急時には、施設のバリアフリー化が進んでいないため、ハイリスクの対象となる。施設の改善が必要である。また手洗い場やトイレが保育室から見えない場所にあり、緊急時に危険を伴う。

◇重度・重複障害児者、医療を必要とする障害児者が避難できる場所、避難方法の確保、支援が課題。通常の場合、誘導では困難。適宜、適切な情報提供システムと、情報アクセス手段の確保の整備が課題。

どうするかということ連携して進めていく必要がある。

◇一人暮らし等をしている障害者であっても、自ら SOS が発信できる人や身近に支援者がいる人は大丈夫と思われるが、それ以外の人をどのようにキャッチするかが課題である。東北での震災発生時の課題などを訊くことができれば、より具体的に議論することができるのではないだろうか。

福島県の方は、震災により（津波、原発など）二カ年も安否確認が行われている。

個人情報もあるが、東北での震災発生時の課題を訊き、今後に生かしたい。

◇各地域で車イス生活などを把握して緊急時に手助けができるようお願いしたい。

災害時に援助の必要な人の把握を行って欲しい。区の体制がすぐにできない。

◇篠町自治会では、防災について各区が防災時の役割名簿を毎年作成しているが、実際に障がい者や高齢者の氏名を把握しているのかは疑問。民生児童委員が名簿を持っているように聞くが（それも全部把握しているのかはなはだ疑問）それでは、とっさの時に間に合うのか、個人情報保護法（法の趣旨、運用が間違った解釈の基）の壁が厚くて、生死にかかわる事への考えをどの様に亀岡市は対応しようとするのか、障がい者、高齢者への理解を深める様にもっと広報して、名簿作成に努力すべき。

◇満足しているが、災害発生時の透析患者析剤？の方策について。

行政の対応はどうなるのか。

◇①必要な薬が手に入らなかったり、治療を受けられなかったりする。

自分でも薬について理解していない人もいる。

②避難場所での慣れない生活で不安になったり、混乱したりする。（台風による洪水による）

③地域安心ネットワークの利用意向あり。

地区社協にかかわるネットワーク。

## ◎マニュアルの作成

◇大雨や地震への対策、マニュアルの作成、有事の動き方の構築など。

◇聴覚障がい者に対する防災マニュアルの策定。

◇災害時に避難所での避難が必要となった場合、盲導犬の同伴が拒否されることがないように、災害時対応マニュアルに補助犬を同伴しての避難について明記しておいていただきたい。

## ◎犯罪、消費者被害

◇知的に障害のある人は、一般的には無防備で、犯罪被害に巻き込まれやすいという現状がある。消費者被害にあう。

## (5) 療育・教育、文化芸術活動・スポーツ等

### ◎特別支援教育

◇個性のある当事者にあった教育。

◇発達障がい早期発見・早期療育や高等学校も含めて支援体制作りが望まれるが、例えば年中児発達サポート事業などでは、一人ひとりの子どもや保護者の追跡調査をして、事業の成果や課題を検討すべきだろう。

◇インクルーシブ教育を推進してほしい。

◇支援学校と小学校との関係性の薄さが問題。支援学校はデイサービス、保護者の就労支援を行っているので、地域の学校を障がい児も利用できないのか。

◇適切な教育等が受けられる人員の配置。

◇通級が、拠点校配置になっていることで、他校の児童は通えない場合も多々ある。各校配置してほしい。

・支援の必要な生徒の高校進学は限られている。家庭の負担にならない形での進学ができないか。(既存の高校に新たなコースを作るなど)

◇障がいの早期発見・早期対応と障がいのある人の個別の教育支援計画やアセスメント票を就学前から就学期間、卒業後をつないで生涯にわたって支援していく体制を一層充実する必要がある。

◇保護者への聴覚障害に関する情報提供。

- ・地域の学校での手話の普及があれば交流が出来る。
- ・公開の講演、催しへの手話通訳、要約書記の整備。
- ・教職員、保母に対する聴覚障がい者理解のための研修。
- ・手話のわかる教職員・保母の配置。
- ・児童、生徒に対する聴覚障がい者理解のための研修。

◇教育については、補助金を増やすなどして普通学級での教育が受けられる様にして欲しい。

・心身障がい者について、講習会や研修行事のプログラムに適宣組入れを実施(現在履行中のテーマをさらに充実させる。)して頂きたい。

◇教育の場では、発達障害の児童を支えていくための教材・教具(物)、特別支援教育の加配、支援員、通級指導教室担当(人)、ことばの教室、特別支援教室、クールダウンができる部屋、のびのびと体を動かせるプレイルーム(環境・部屋)が必要である。

個別に対応ができる人数が少ない。(教員)

特別支援の必要な児童に対し、これまでは個別支援が主であったが、これからは組織的な対応も必要。

◇学校、進学のこと。外出、移動手段のこと。

◇通級担当については、各学校に一人配置してもらえれば、きめ細かい支援を行うことができる。通級担当がいることで改善されることが多い。

◇通級学級の支援が必要な子どものニーズは増加している。自閉症スペクトラム障害の人が多くなってきている。学校内でのトラブル等も支援が多い。

◇自閉症の方については、学校にいるとある程度成績もよいが、社会人になってから職場でのトラブルも抱えることになると思う。

◇ジョブコーチがもう少し利用しやすくなればよい。就労してからの定着するための支援が非常に重要になる。

◇中学から高校への情報を引きつぐことが大切である。高校とは連絡会を設けて、情報の伝達を行っている。高校進学について、入試があり、点数で判断される部分がある。

## ◎療育・保健

◇花ノ木療育教室やフレンズに通所している園児がいる。保育所ではできない必要な療育を受けることで成長がみられる。年々、療育を希望される人が増えてきているので、待機している人が多い。早い時期から必要な療育が受けられるようにしてほしい。

◇療育が必要とされている子の人数とそれを受け入れる事業所がイコールでない。事業所が少ない。事業所として療育的活動が求められる中、母の就労支援のための利用が多く、この2つの受け皿を同じにするのではなく、何か考える必要がある。

母の就労への思い、見守りとサロン。母親も働きたい、子どもも療育を受けさせたいという、二つの受け皿が欲しい。

◇就学前の療育施設が限られており、申し込んでも困りを抱えたまま、長く待たされてしまうことが多い。施設を増やしてほしい。「花の木」60人くらい。理解が進んでいると、理解ある保護者が増えていく。軽度発達障がいの子どもの受け皿が必要。

◇保健センターの乳児健診や発達相談等から早期に療育教室に通級する子どもがいる。

- ・作業療法や言語療法の予約がいっぱいでなかなか取れない現状であると保護者から聞く。支援を必要とする子どもが増えてきている現状に対する受け皿となる容量の増加が必要となってくる。

◇療育

- ・託児に対する希望
- ・送迎に関する希望
- ・親が働いていなくても保育園にいけない

子どもに対する総合的な支援。びわこ学園草津など。備蓄が必要。

◇療育については、亀岡の知的障がい者などは自力で、施設を作って行った経緯があるようであるが、他の障がい者などは、人数的にも少ないと思われるので、肢体を例に取れば、普通学校への通学が入りやすい様に、その都度臨機応変に対応出来る形態を、普段から作っておくべきだと思う。

スポーツについては、障がい者が利用できる施設への改装、新設等（娯楽を兼ねた機能回復施設）、温水プール、歩行訓練機器のある施設室など、高齢者も利用できると思う。

◇亀岡市には花ノ木医療福祉センターや療育教室フレンズがあり、身近な場所での相談、療育を受けることができる。保育所、学校、保健センターなどとの連携も充実している。しかし、一般の市民の中には偏見を持っている方もいて理解については課題がある。知ること、体験する機会が多くあればと思う。

◇①障がい、健康のこと。

②収入、医療や病気のこと。

③学校、進学のこと。外出、移動手段のこと。

## ◎文化・芸術、スポーツ活動の支援

◇八木町障がい者の野球チームを作った。(月二回、今は休んでいる)身近なスポーツ、文化活動ができればと思う。

◇障がい者が一般就労をした場合に、継続して働き続けることには課題が多く、実際に離職する人は多い。職場で孤立感を抱え込んでしまい行き詰り、離職に追い込まれてしまう。仕事以外の楽しみややりがいが必要であり、そういう場の提供が求められている。その手段として、文化芸術活動やスポーツ等は有効である。

継続して働き続けることには課題が多いため、仕事以外の楽しみややりがいが必要であり、文化芸術活動やスポーツ等は有効である。センターが主催して、カラオケ大会、ボウリング大会を実施し、定着支援事業を行っている。しかし若者が行ける場所が少なく、孤立化するため、情報を提供など、支援が必要である。

◇文化芸術活動やスポーツ、地域の行事等、企画段階で障がいのある人の参加を前提に計画を立てることが当たり前になってほしい。

◇以前に、奈良平さんを招き、テキスタイルアートをした。そのように、障がいのある人たちが楽しめる、プロと関わる創作のワークショップを開催して欲しい!!!という要望を聞いている。

美術館はいくつも企画をしているが、助成金を引っ張ってくるのが大変。地域の子どもたちなどへのワークショップは必要と思っている。ぜひ助成をしてください!企画はみずのき美術館との協働。

◇スポーツについては、障がい者が利用できる施設への改装、新設等(娯楽を兼ねた機能回復施設)、温水プール、歩行訓練機器のある施設室など、高齢者も利用できると思う。

◇文化芸術活動・スポーツなどに参加しやすい環境・設備づくり。

- ・地域・住民の理解や支えが一層注ぎ込まなければならない。
- ・レクリエーションなど、活動団体には助成金を出している。外出・交流される際に使われている。
- ・プールがバリアフリー化された施設がほしいとの要望は聞いたことがある。

## ◎経済的支援・学校設備

◇備品費等、年々減らされ、ほしい教材でも満足に買えない状態。増やしてほしい。

◇施設面でのバリアフリー化の一層の推進。

◇内容も含めて誰もが参加できるよう、ユニバーサルデザイン教育の普及。

「授業のユニバーサルデザイン化」自閉的な子どもは手順がわからない場合、混合してしまう。

都合で変更されないことが大切。見通しがもてるようにしていくことが大切。それ以外の人もわかるようにする。

◇温水プールの設置。

特に下肢障がい者のスポーツは困難であり、浮力による下肢への負担軽減は避けられない。

健康保険のメタボ検診、改善指導予算、塵芥焼却場予算策複合予算で実現が待たれる。

## ◎放課後の支援、長期休暇中の支援

◇放課後等デイサービスの増強は必要であるが、ハコモノに入れるのだけではなく地域で放課後の見守りができるような仕組み作りが必要。そのためにも老人会や既存の団体の活用も考えることが求められる。

- ・「子どもの支援」の視点が必要ではないのか。

◇障がい児者が地域の人と交わって参加できる文化活動スポーツクラブサークル余興活動などを具体的に立ち上げることも一考。

・福祉サービスの利用によって地域と離れてしまう。

◇同年齢の子どもたちと学び、活動できる場の設置

放課後児童デイは充実していない。サービス利用促進。

・思うところに出かけ、参加できるよう、支援者を育成、充実させる工夫が必要。

◇外出が困難な子どもの外出支援の充実が必要と考える。

社会福祉協議会では、障がいのある子どもの外出支援に対して、助成金を交付している。

## ◎ボランティア活動・社会支援

◇ボランティアの充実

個別の支援が必要な子どもは多い。(通常学級にも)

専門的なボランティア(福祉)も必要。特別教育支援員を配置。もう少し充実していればよい。

◇障がいのある人が暮らす上で、社会参加する機会は探せば色々なところで実践は行われていると思う。

しかし、障がいがあるがゆえに限られた外出になっていることも多いのではないだろうか。(現在のガイドヘルプは自宅を起点に利用するのが原則だが、例えば日中系サービスの後、自宅に一旦帰るのではなく、そのままガイドヘルプが使えると障がいのある人の生活は広がっていく。)

色々な場面で気軽に使えるようガイドヘルプなどの基準緩和もあっていいのではないだろうか。

早期発見、早期療育、特別支援教育が始まっているが、その成果が見えてきていないと感じる。長期的で継続性のある支援体制、連携が必要だが、まだまだその体制になっていないように思う。

情報が入ってこない。

関係機関での引き継ぎができていない。(支援ファイルの活用)

福祉、教育、医療との連携が必要。また福祉支援のネットワークは18歳以上しか入っていない。施設感でフレンズを立ち上げ、ネットワークを作りつつある。

## ◎相談支援

◇支援学校に行ったらどこに相談したらいいかわからない。

◇教育相談を行っていても、課題がある。行ける学校が少なく、欠席が多い所では通信の学校しかない。

施設にもいかなければならない。

◇相談窓口として市役所、病院、診療所。児童では学校、幼稚園、保育所に相談。

障がい者の相談窓口として認知されているところの明確化。

身近なところで相談先が必要。

## ◎各団体との連携

◇・支援センターと学校との壁を何とかなくしていくべき。

・もっと子供福祉課が動くべきではないか。

## (6) 雇用・就業、経済的自立への支援

### ◎理解の促進・働く場の確保

- ◇中小企業の障害者雇用への助成等支援の強化。
- ◇障害者雇用の理解促進の取り組み。
- ◇企業への補助を拡大するなど雇用促進につながる制度を充実する。
- ◇障害のある人の労働への対価を経済的自立ができるようなものにしていく。
- ◇障害のある人もない人も共に働くことが当たり前になるよう、障害特性に応じた環境面の改善や受け入れ側の意識改革を進めていく必要がある。
- ◇地域の小売店に雇用を拡大するべき。障がい者が働きやすい環境を作って欲しい。企業の理解が必要。
- ◇ハローワークなどが連携していく。適材適所について理解をしていただく。
- ◇法定雇用率が改定されたが、市においても、率のみにこだわらずより多くの人材を採用される様に、雇用支援については民間企業にも民生労働部があれば、はたらき掛けをして欲しい、と共に雇用についての、民間企業の相談にのる等の支援をする。
- ◇まだまだ課題が多くあると思う。自立のための教育や支援と雇用する側の意識向上が必要と考える。
- ◇盲導犬の同伴により就職のための面接に際してもたえないといった事例が、他の地域ではあった。盲導犬使用者の場合、視覚障害と盲導犬という2つのハンディをもつことになる。事業者に対する補助犬法の周知を希望。
- ◇障がいのある人ができる仕事、職種を増やす。
- ◇企業などに対して雇用に対する意識を高める。
- ◇勤務日数、勤務時間の希望を聞いてくれる。(多様な働き方ができる支援・環境)
- ◇本人が選べる「働く場所」の機会・仕組み作り
- ◇見守りのできる仕事も増えている。大きな会社を誘致しないと難しい。充実した内容になっていく。

### ◎職業訓練

- ◇就労できるまでの支援の充実が必要と思う。実習期間にサポートするところがあり、雇用者側への具体的な支援のあり方、関わり方を伝えられる体制があつてよいのではないか。
- ◇職業訓練校等の施設やジョブコーチのような支援する人を効果的に取り入れられたら、就労につながりやすくなるのではないか。  
職業訓練校は京都市にある。修学支援委員、就労についても狭い範囲でしか考えられていない。
- ◇働くことについての教育や訓練を充実していく。教育機関は難しいか。

### ◎就労支援・就労定着支援

- ◇雇用者側へのサポートの必要性について、事業所にその考えを理解できていれば、就労していけるのでは。働いてしばらくの期間は、身近に感じられる人が見守る必要がある。(ジョブコーチ、サポーター)
- ◇雇用率が1.8%から2.0%に引き上げになり、障害者雇用が拡大していく気運があり、事実毎年障害者雇用は全国的に増え続けている。そして、5年後には精神障害者についても雇用義務の対象になる

ことが決まり、その素地は整いつつある。

しかし、現在の課題は雇用後の職場定着であり、就労支援に携わる関係機関が頭を悩ませるところである。障害者を雇用すると、多くの場合トラブルに見舞われるが、その対処の中で、企業側の覚悟と寛容さが求められる。もちろん企業に責任を押し付けるのではなく、できるだけ見守っていただくということである。その過程では、関係機関や行政も一緒になって見守っていくことが必要であり、企業が孤立しないように取り組まなければならない。

障害者雇用の拡大と定着には、特別な形ではなく一般的に働いているという形が必要である。京都府が知的障害者を正規雇用することが決まったが、障害者雇用の一般化というモデルケースになると思われるので、今後の展開に注目したい。将来、亀岡市としても障害者限定の雇用ができるように取り組むべきである。

◇京都府が知的障害者を正規雇用することが決定した事例を参考にし、障害者の雇用後の職場定着率の向上を図るべき。企業だけでなく、関係機関や行政も一緒になって見守り、障害者限定の雇用ができるように取り組みを行うべきである。

◇職場定着にはジョブコーチが必要であるが、現在京都府には8名しかいない。ジョブサポートの強化が必要。一定のレベル以上の障がい者の雇用は広く、事業所などで受け入れているのは中程度の人の雇用が進んでいる。

◇職場における手話通訳、要約書記などのコミュニケーション障害に対する支援の充実

◇公務員などとして、聴覚障がい者の採用。

◇失業者、求職者、低所得者への対応。

◇各事業所の理解と環境整備について、行政からのバックアップを推進する必要がある。

◇福祉サイドの支援の充実。

◇経済的自立ができていのか具体的に検証が必要。社協では福祉資金貸付はしている。自立するための教育資金などとして。

◇就労支援窓口の充実。

福祉的就労の場、職場定着・適応の支援体制の充実

福祉サービスを利用していない人に対する就労支援

就労後のフォロー（就労支援に対する相談体制の充実）

◇亀岡市がモデルとなって障害者を直接雇用して、実践して欲しい。

特に知的障害者に関してはまだまだ雇用はありません。

◇継続雇用ができるように支援して欲しい。受け皿も充実して欲しい。

◇障害の状況や本人の意向を配慮した、継続できる雇用の開発と提供。

◇診断に繋がらず、職場での失敗経験から引きこもっている精神・発達障害の人に対して、例えば秋田県藤里町のような実践から学ぶことがある。待っているだけでは出てこれない人たちを、社会の一員として迎え入れる丁寧な施策が必要であり、我々もその一翼を担う責任があると考えている。

## ◎福祉的就労の充実

◇亀岡市内での就労の場の充実。さらには、継続して働けるようジョブパートナーの充実も重要。有償ボランティア。

・工賃1万3000円程度。工賃の底上げが必要。事業所の努力だけでは難しい。行政と地域とが一

体になって考えていく必要がある。地域活性につながる。

・定着支援が大切。援助体制と、結びつける方法を検討することが大切。

多くの就労者を出している。事業所が支援を行っている。

◇障がい者の就労支援に関して、「亀岡市障害者就労支援共同センター」を柱に、亀岡市の積極的姿勢が感じられる取り組みが実施されている。また、優先調達法によって、このような取り組みがさらに充実していく事を願っている。関係機関としても共同センターの取り組みを、広く市民の方々に認知していただくよう努力し、将来的には一般企業からも仕事をいただけるような組織づくりに努めていきたい。

（太陽）自立製品が出来ていない。下請け作業のみ。亀岡市より駅一回、図書館二回（一周）の仕事。

今後は展開企業より仕事がもらえるようなセンターにしていきたい。

（A型）ニーズは高くなっている。工賃を必要とされている仕事が増えているのではないかと思う。理解のある企業はむしろ増えているため、行政との連携（支援）が必要。

事業所が成り立つような金銭支援が必要。

作業所と企業との関係は、下請けの下請けが障害者ではダメと言われる場合があり、企業では金にならない作業を作業所に依頼するのはどうか。

協働センターで、一般企業との連携はこれから。

◇他市に先立って、亀岡市内の就労支援施設で構成する「亀岡市障害者就労支援共同センター」への後押しを数年前から実施していただいていることについて感謝している。この取り組みは、全国的にも先駆的な取り組みである。

また、9月には障害者優先調達推進法に基づき、物品などの調達方針を定めてもらった。

残念ながら、目標金額は370万円と少額ではあるが、先日は私立保育所からクッキーの発注をいただき、納品した。

一歩進めて、亀岡市が直接障がいのある人の雇用を進めたり、障がい者団体に市の管理する建物の管理や仕事を任せることで、障がい者の雇用促進や、就労支援に関する事業を行うことが考えられるのではないだろうか。

そうすることで（2）に記述した「亀岡市内の日中活動系サービスが足りない」現状を解決できる手だてのひとつになると考える。

◇障がい者の法定雇用率の遵守のPR、障がい者生産品（封筒、PR資材など）の優先買取りの実施。

低所得、貧窮による生活水準の低さが障がい者差別の再生産をまねいている実態が報告されている。

法定雇用率の向上、生産品の有料買取の増進は、こうした現状の改善に少しでも後見するものと期待される。

◇法制度として、就労について検討。

## ◎医療費等に関する助成・支援

◇65歳を過ぎた障害者（特に精神疾患が故に医療機関を必要とする人たち）にとって、介護保険優先による医療費負担の軽減は図れないか。

## (7) 保健・医療

### ◎精神障害のある人への支援

- ◇精神疾患が故の入院可能な病院（例えば、亀岡市立病院）の必要性を強く望む。
- ◇福祉サービスと連携しつつ、地域の身近な所で必要な通院や訪問診療を受けられる体制が求められる。とりわけ、この地域に於ける総合病院などの精神科設置の必要性を感じる。精神科と入院できる場所がない、先生の異動があると診療も途切れてしまう。総合病院やかかりつけ医など、個人計画の中で連携をとっている

### ◎病院・リハビリテーション機関

- ◇医療や機能訓練に通うための支援体制の充実（制度）。障がい特性を理解しながら対応してくれる医療機関が少ない。丁寧な聞き取りや診察から総合的に診断、治療をしてほしい。
- ◇発達障害の様子があり、医療受診したくても半年以上待たなければならない現状がある。地域にある病院は、エリア内の事情にも詳しいので規模の拡大をするなどして対応してほしい。花の木は発達支援センター、相談出来る。しかし、花の木の予約がとりにくい。エリア内の事情は今後につながる部分がある。地域の支援を知っていると個々にいいアドバイスができる。
- ◇行政、医療、保健福祉施設関係者への聴覚障がい者理解のための研修。
- ◇手話通訳はまだまでである。
- ◇耳マークは多く設置されているが、対応がしづらい。
- ◇医療機関での盲導犬同伴拒否がないよう、医療機関への補助犬法の周知をお願いしたい。

### ◎医療サービス

- ◇身体障害のある方が胸部レントゲンを受けられなかったり、重度の障害のある方が家族の付き添いがないと入院できないなど、具体的に医療機関と詰めていかなければいけない課題は多い。
- ◇安心して医療が受けられるよう、制度の充実を図る。
- ◇医療、保険専門通訳者の設置。
- ◇聴覚障がい者への医療対応システムの確立。
- ◇健康診断などの保健サービスやその結果、福祉サービスに関する情報提供の改善。
- ◇精神のホームヘルプが倍増している。一方でポーターの方が使いにくい。サービスの認知が進む、また精神障害も増えている。
- ◇親が難病のケースで、子供は健常だが、親の通院等の際、何のサービスも受けられない。また不登校になるケースも出ている。その人の障害のみをみるのではなく、家族、生活を包括してみねばならない。
- ◇①成長段階に応じて、適切かつ継続的に支援を受けられるかわからない。
  - ②障がいのことや療育のことについて相談できる窓口がわからない。
  - ③介護などのために利用できる福祉サービスの種類、内容がわからない。ワンストップサービス、見通しをつける

④福祉サービスなどの情報提供

⑤療育訓練に関する情報提供

◇療育手帳 B の人にも医療補助をお願いしたい。(一部でもよい)

◇歯科医については難しい。花ノ木しか病院がない。

◇地域の歯科医の受け入れが欲しい。市が対応してほしい。

## ◎緊急時の支援、通院支援

◇障害児者入院時の家族支援。付き添い等に困難がある。

京都市は行っている。仕組みとして立ち上げてほしい。

◇通院支援。例えば中山間地域からの福祉タクシー利用支援。

◇自閉症などの重い人が入院した場合の病院での付添体制をどのように確保していくか。複数の事業所が連携して取り組んでいかなければならないが、生活サポート事業で対応した場合の単価の見直しは必要。

## ◎在宅医療・通院支援

◇高齢化に対応できる医師や看護、PT、OT、ST の充実（在宅医療）

在宅という選択肢がない。病院と作業所が繋がらない。行動障害、医療ケアについては難しい。亀岡医療と福祉の連携。医師会とのつながり。システムと場所が必要。

◇重度の障がいのある人が付き添いなしで、入院ができる病院があれば良いと思う。一方、在宅医療が進んで来ており、病院での看取りではなく、自宅での看取りも始まっている。高齢化した入所施設では、利用者を看取るケースもある。在宅と施設では使える資源（訪問診療、訪問看護など）が異なり、課題となっている。病院では、治療目的でなければ入院できず、延命治療も行わないケースでは、退院を迫られて行き場がなく苦慮したことがあった。

自宅で最期を迎えられるように、入所施設やグループホームでもそのような穏やかな看取りができる体制が望まれる。自立支援医療。

## ◎交流の場の設立

◇デイケアの場が少ないのと同時に多様なニーズから一律のデイケアを利用できない人もいる。そういう意味でも居場所作りが必要。

どこにも通えてない人の増加、作業所の前段階のステップとしてのデイケアの場。

(現在一ヶ所しかない) デイケアが出張してくれないか、連携できないのか。居場所づくり。

## ◎医療的ケア

喀痰吸引等の医療的ケアを求める人が増えてきて、京都府の養成研修を修了したヘルパーであれば介護職であっても医療的ケアが実施できるようになったが、請け負う事業所にとっては、リスクの割には単価が安い。国に対しても単価の見直しを働きかけてほしい。

本来独自で事業を作らなければならないはずであり、各関連企業との福祉医療の連携ができていない。医療的ケアを請け負う事業所は、リスクの割には介護職の単価が安く、事故が起こったときに負担が

増えていく。給与の見直しなど、国は運営面を見直すべき。

◎その他・意見・要望

◇自己管理。

◇精神保健福祉法の32条の継続を希望。

◇医療費の公的支援の継続が必要と考える。

## (8) 情報アクセシビリティ (コミュニケーション)

### ◎情報機器の提供・システムの改善、ICT 化の推進

- ◇最近学校でもタブレットを取り入れているところが増えてきた。そういう意味では視覚障がい者や聴覚障がい者、あるいは重複障がいの方にスムーズに情報が伝わる方法を検討する必要がある。
- ◇発達的に言葉がまだ出ない子どもで、家庭でタブレットを使ってコミュニケーションをとっている子がいる。
- ◇通級で指導をすると効果的だと考えられる中身でも、インターネットに規制がかかっていることが多く、満足に使える状態である。せめて教師の管理下で使えるシステムを希望する。
- ◇情報機器の提供とソフト面の強化。試ししかできない。
- ◇市民向け情報 (広報等) へのアクセスが適宜に可能となるシステム。
- ◇ICTは、情報提供やコミュニケーション手段として有効であり、その面での障がいを軽減する力を持っている。是非、機器の提供やリテラシーを高めるための支援など、制度を充実してほしい。視覚は、文字を音声に変換するソフトがあることで、大変楽になる。  
脳性麻痺、コンピューターの活用。仕事の幅が広がる。
- ◇パソコンの簡単ソフトの開発と普及。  
葉っぱのビジネスで有名な徳島県上勝町では生産者の高齢の方が、なんの抵抗もなくパソコンで受注出荷予約、販売、売上げの確認まで行っている。疑問に答えて言わく、簡単ソフトの開発と装備にあった。これによるパソコンへの拒否感はやわらぐものと考えられる。
- ◇発達障害のある人で読み書きが苦手の人については、ipad などの情報機器を使うことで、授業の困難さを解消できる。そうした機材について、現在、配備されていない部分がある。事前に、前任の学校との引継ぎは非常に重要である。ICT は推進していくことは重要であり、しかし、周囲の理解も非常に大切になる。ハードとソフトの整備が重要。発達障害のある人を支援するアプリケーションも開発されており、必要性はかなり高まっている。
- ◇ICT は便利に使えるが、情報が出て行ってしまう恐れがある。

### ◎コミュニケーション支援

- ◇例えば車椅子の方が市議会の傍聴をすることができるのか?といった根本的な改善が必要。
- ◇誰でも理解してもらえる表現で丁寧に情報の提供していくことが大切。  
CATV (南丹にはある)、パソコンが使えるようにしてほしい。
- ◇文字だけでなく、動画 (手話) での説明を取り入れて欲しい。交渉ができている人
- ◇ホームページ、情報冊子、市政ニュースの充実
- ◇必要に応じて相談ができる様々な窓口
- ◇簡単に利用できすぎて有害サイトにアクセスしたり、問題が起こったりするので、困っている。  
「不自由なく利用できる」事がいいとは思わない。
- ◇簡単な表現について配慮してほしい。
- ◇携帯電話も進歩している。

## ◎情報の提供と入手

◇手話通訳士の公共機関への配置。

◇情報をうまく取り入れられる人はまだまだ少ないのではないだろうか。IT 活用が広まってきたように見えているが、一方で置き去りにされている人たちも増えてきている。特に重度知的障がいの方など。（漢字にふり仮名を打ってあれば OK と思われていたり。）

介助者を介してしか伝わらない。コミュニケーションボードなどの利用。

◇障がい者、高齢者への情報伝達は、カタカナやパソコンについては、まだまだ理解できる人は多くはないと思われるので、配慮の上、情報伝達の必要あり。今の若い人はすぐにパソコンでと言うが、まだまだアナログの人間が多く居る事を十分理解の上、情報伝達をする事。

◇視覚障害者は音声読み上げソフトを利用して web ページを利用していますが、デザイン、PDF ファイルの多用などにより、まだまだ利用しやすい環境になっていない。亀岡市のホームページが実際に聴覚障害者にとって利用しやすいものなのか、確認はしていないが、ぜひ当事者の意見を取り入れてチェックしていただきたい。

◇知的の方のインターネット契約関係においても、わからないままできてしまう。

◇社協では、朗読ボランティアさんが社協だよりでやってくれており、情報へのアクセスに努めている。

◇現在の高齢障がい者に対してはハードルが高い。

◇インターネット等が使いこなせる人には、情報収集の手段としては便利になるが、使えない人に対する課題は残る。

◇福祉の法律、制度

◇サービスの利用手続き・利用方法オープンになって欲しい。見る事が大切。

## ◎個人情報保護

◇インターネットなどを利用する上で、個人情報が保護されるよう支援する必要がある。

## (9) 行政サービスにおける配慮

### ◎行政サービスの向上

- ◇団体組織強化について、同意識をもって取り組んでほしい。
- ◇行政サービスの基本は申告、申請主義であるが、自ら動きを作らない限り情報やサービスを得られないとも言える。例えば各町毎に年に何回か出前窓口を作るなどの工夫が必要かもしれない。行政サービスに限らず、アクセス・手段がない人が多いため、待ではなく、こちらより動く姿勢が必要。
- ◇相談支援体制の充実が重要。(財政的)
- ◇窓口対応についてプライバシーが守られる工夫ができないだろうか。
- ◇相談支援事業所を拡充してほしい。
- ◇資格支援の強化等により、制度の説明、理解を充実すること。
- ◇理解力の乏しい人が福祉サービスの窓口に行った時に、サービス内容の説明が不十分であると思われるので、工夫が必要である。理解できない場合も多い。
- ◇行政サービスは、いろいろと充実されてきている。様々なサービスが受けられることを広報し、さらにアピールすべき。また、障害のある人のニーズを把握し、一層の充実に努めてほしい。
- ◇ある市では、職員に対して、障がいの理解や窓口対応について手引書を作り、公開している。亀岡市が職員に対してどの程度の取り組みをしているかがわからないが、そのような取り組みをされていないのではれば、「見える化」されると良いと思う。
- ◇満足しているが、市内の透析患者の把握が困難。団体活動の意義は大きい。
- ◇視覚障害者への配慮を希望。
- ◇行政サービスの内容を、障がいのある人に理解してもらう支援が必要と考える。障害者支援センターを、障害のある人に知ってもらえるよう支援する。
- ◇介護者は体が疲れている。気持ちや心が疲れている。一時的に介護を離れることも必要。このため切れ目のない支援、サービス提供体制の構築が必要。
- ◇就労支援に資するサービス提供の必要性。(生きがいを創造)
- ◇地域生活でのイメージを伝えることも必要。(地域生活での啓発・情報発信)

### ◎関係機関との連携

- ◇各種老人施設と障害者施設の連携を行政指導の下、前進出来ないものか。
- ◇窓口での相談を関係事業にもつなぎながら、解決まで一緒に考え、支援してほしい。
- ◇亀岡市では関係団体との連携が充実してきている。その中で適切な役割分担や必要な方へのきめ細かなサービスも充実してきた。今後、その情報を広く広報することとサービスを受けるための手続きなど迅速な対応ができればと思う。
- ◇より迅速な関係機関との連携。知ってる人はいいが、相談に行けない人もいる。

### ◎意見交換・交流の場の設立

- ◇高齢化する障害者施設の利用者にとっての日中活動の場作りの一環として関係機関の連携を希望。

◇行政からの定期的な事業所訪問や意見交換の場を是非お願いしたい。  
事業所と行政の橋かけがあるだけで十分になる。

### ◎手話通訳者の増員

◇窓口到手話ができる人を置いて欲しい。  
◇役所窓口における手話通訳者の増配。

### ◎その他・意見・要望

◇会員増強のため、支部案内を市内各所においてもらう運動に取り組んできたが、効果なく市にお願いしたものの自治会長止まりでまったく解決せず、便りにならなかった。無理なら、はっきり当事者に伝えて欲しかった。もし窓口で難聴者が来られ悩んでいる様子なら、福祉センターで難聴者が集まっている「聞こえの広場」を紹介してほしい。

◇ボランティア等、ご近所の助け合い的な感覚でもっともっと広がっていくよう、意識改革や人とのつながりでの勧誘などを進めていく必要がある。

◇役所施設のバリアフリー化の促進。

### 3. 市の施策、重点課題、計画策定等に関するご意見

#### (1) 亀岡市の障害者施策について

##### ◎亀岡市の障害者施策の良い点・改善すべき点

###### 《良い点》

- ◇当事者の意見を良く聞きとりができ、会議等の参加ができています。益々前進するように。
- ◇福祉事業所との連携は、現在において良い。
- ◇市の裁量で判断してもらえる点。
- ◇公立保育所では、支援の必要な子どもたちの支援状況に応じて、保育士を配置していること。
- ◇市町村事業において利用者負担を導入されなかったこと。
- ◇「福祉支援の共同窓口受注センター」を作ったこと。積極的な姿勢。
- ◇事業所間の連携と行政の入ってきた取り組み。(実態からしたら大変なことが多い)
- ◇相談支援体制が充実している点。
- ◇公的な障がい児保育が進んでいる点。
- ◇新たな課題が出てきた時に、可能な範囲で柔軟に対応してもらえる信頼感がある。
- ◇手話通訳者、月曜～日曜までいることで連絡が付きやすい。  
(市役所(月曜～金曜二人)と福祉センター(火、祭日は休み、土日は置いている。))
- ◇担当者の方は熱心で親身に障がい児者のことを考えてもらっていると感じる。
- ◇ガリリアをよく利用しているが、障がい者用、駐車場もあり、またガリリア内は洋式トイレも何箇所あり助かっている。
- ◇亀岡市においては、京都府下各市町村よりは、障がい者についての施策は長年に亘り理解と協力があると思われる。
- ◇盲導犬取得時に訓練に係った費用の助成をしてもらっている点。
- ◇相談支援、権利擁護支援の体制づくり。
- ◇地域自立支援協議会における協議の推進。
- ◇亀岡市障害者就労支援共同センター、市独自の療育教室「フレンズ」等、独自の取組に着手している。

###### 《改善点》

- ◇当事者の意見を汲み取ってくれる人が少ない。
- ◇市独自の『かゆいところに手が届く』支援が欲しい。
- ◇制度の隙間に視点を当ててほしい。  
市町村のガイドヘルプなどで、使い勝手のいい判断をしてもらっている。
- ◇地域生活支援事業について2市1町の基本ルールの上で、地域差を考慮した市町としての独自ルールがあってもよいのではないかと。(ガイヘル等)  
要望が制度にあてはまらない人も多数ある。しかし、個別事情に最もふさわしい支援につながるよう地域力、ボランティア、家族の力などで支えていてもらいたい。  
ガイヘル交通の便が悪い時には、京丹波町では車を出している。現在のままでは目的が達成できない。亀岡市では、ガイヘル+保険をクリアできたら、ボランティアの運転を希望。

◇財政的支援のさらなる充実。

日中活動の場については飽和状態。市がもっと独自で補助を充実してほしい。

◇国にない制度について市独自の対応を。

◇児童支援、子育て支援の充実。京丹波町はきめ細かい。

◇障がい者理解促進の取組強化。

◇福祉サービス、教育の現場の状況理解促進。

◇福祉事業所への通所で交通機関等を利用した場合の費用助成制度があるが、圏域内の南丹市と京丹波町と比較して安過ぎるため、同水準になるように改善が必要ではないか。最近、特徴のある事業所（農業中心など）が圏域内に増えたため、亀岡市以外の事業所を選択するケースが出てくると思われるので、助成額の見直しは必要。

◇手話ができる人が公共施設の窓口が少ないこと。

◇費用対効果を市民と一緒に考える機会を持つための情報公開が必要と思う。

財源は限られており、賢く資源を使って行くことを学ばなければ制度自体が破綻しかねない。

土木（市街化調整区域の問題）、まちづくりについて福祉を中心に据えたものであって欲しい。

都市計画区域にならないといけない。

たてわれの引分。グループホームの手引き書を作成。

◇道の駅横のトイレは障がい者用一ヶ所のみが洋式で他は全て和式である。洋式を増やしてほしい。

◇まだまだ先進的な行政区があると思うので、そう言う所へ行って、もっともっと勉強して頂きたい。

重点取り組みは、全ての人が共に生きる社会の構築に向けて考えてください。

◇満足している。

◇他の市町村では盲導犬の医療費や飼育費についての助成制度があるところがある。

宇治市はフード代を助成。岐阜県、岡山県。

亀岡市でもぜひ盲導犬使用者に対して盲導犬飼養費の助成を希望。

◇災害時、避難所生活が長期化した場合の対応などが必要。取り組みが課題。

◇地域での暮らしを支える生活支援の充実

◇自立、自己実現に向けた就労支援の充実

◇ライフステージに応じた療育・発達支援体制の充実。理解のある取り組みが必要。

## ◎今後、亀岡市が施策展開を進めるうえで、特に重点的に取り組むべき課題

◇補聴器や聞こえの勉強会を広く市民対象に開催し、高齢化社会へアピールしたい、保護センターなどで補聴器や聞こえについての勉強会を開催してほしい。また福祉センターで開催している「聞こえの広場」についても市の広報のみでは参加者が集まらないので、手帳所持者（約300人）に案内を出して周知徹底してほしい。

◇もっと障がい者就労について、行政立場から取り組んでほしい。

マッサージサービスに関する事業を増やしてほしい。高齢の人が多い。

◇支援学校卒業生やひきこもっている若者達が各相談機関を通しての受け皿（福祉事業所等）が少なすぎる。各種法人と協働しながら拡充の方向への取り組みが必要。

◇家族に頼らない、「本人支援」に焦点をあてた自立への具体的支援

◇土地・建物の柔軟に提供と日中活動の場作り

- ◇障がいに対する理解の促進（地域向け）
- ◇福祉人材が育ち、増えるような取り組み
- ◇通学や入院の付き添いサービスがない。（他市町ではあるため。）
- ◇制度の間隙である。生活サポートなどを流用する。（教育・医療）
- ◇工場の柔軟性。（調整地区）
- ◇人材育成、“福祉都市”的な動きが必要。
- ◇相談員の拡充。
- ◇「箱もの」は時代遅れとも聞かすが、資源が不足している以上、増やすしかない。
- ◇官民共同の就労支援事業所を。
- ◇「就労支援系の慢性的な資源不足」や「特別支援学校卒業生の進路先の不足」  
例えば亀岡市の工場B型事務所を建てれば、一時しのぎにはなる。株式会社が福祉の参入を始めているので、金になる事業ではある。
- ◇災害時、緊急時の支援の統一。  
マンパワー育成と人員配置をしっかりとしていくために加配支援の一考を希望。  
個別の計画相談、相談体制、支援員の人数確保も出来ていない。日常も出来ていないのに、緊急時まで手がまわらない。災害時は、隣近所の見守りを市全体で積み上げて統一して欲しい。
- ◇障がいのある人たちが、この地域ですっと暮らし続けられるよう生活の場の整備が必要。土地確保への支援や市単費補助など。
- ◇児童療育の場がまだ少ないように思う。場の確保と人材確保を。
- ◇児童への育ちの場が少ない。
- ◇児童デイが少なく、児童発達支援など身近な地域で受けられない。
- ◇高齢化への対応。在宅での選択肢。
- ◇亀岡市独自の政策への支援を行ってほしい。独自の支援を希望。
- ◇相談支援は大切。財政的な援助も。
- ◇障がい児の早期療育と家族支援の充実。障がい児療育、教育の効果を検証できる。  
モデルをつくって検証することが大切。
- ◇医療を必要とする在宅障がい児・障がい者への支援。福祉、医療、教育の統合が大切。
- ◇「検証」の言葉を計画に入れて欲しい。
- ◇生きにくさを感じながら制度の範疇に入っていない人への対策を講じるべきである。例えば、ひきこもっている人への活動場所（居場所）の確保。ケアファームなどが対象になると思うが、そこへ亀岡市としての補助金を付けてほしい。  
生きにくさを感じながら制度の範疇に入っていない人への対策を講じるべきであり、農場などで発達障がいのある方が働けるように協働プログラムを実施し、サポステの方に支援してもらい、敷居が低い場所づくりが必要。
- ◇生涯にわたって支援がつながっていく施策、安心して生活できる街づくりを進めてほしい。  
教育機関、福祉との連携。
- ◇高齢ろうあ者、盲ろう者に対するサービスの充実。
  - 高齢ろうあ者
    - ・聞こえない人の専用の施設が欲しい。

- ・送迎があるデイサービスが必要。
- ・ろうあ者に理解がある所が必要→病院
- ・重度の方にはお風呂が必要。

#### ○盲ろう者

- ・さわって伝えることが大切。

- ◇亀岡市は、昭和57年という早い時期に「福祉都市」宣言をしている。その宣言が風化しないような取り組みを期待する。人権分野に福祉分野が入ってくるべきである。全体の予算の中での工夫が必要。財源を確保しないとどうしようもない。偏った情報になっていないか。
- ◇特に列記しても、何れも予算が要ることに繋がるから、すぐには無理であろうし、長い時間が必要であろうと思うので、行政で出来る物から順次施行願います。
- ◇障害者・補助犬に対する理解が促進されるような啓発活動。
- ◇障がいのある人やその家族などが必要としている支援、サービスを確実に受けられるようにする相談支援体制、権利擁護体制の取り組みの強化
- ◇住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための生活支援の充実に向けた取り組みの必要性。
- ◇障がいのある人の自立・自己実現と希望に対応した就労、雇用環境の整備及び就労支援の強化に向けた取り組みの必要性。
- ◇発達障害も視野にいれ、障がい、気になる症状への早期対応、療育体制の充実に向けた取り組みの必要性。
- ◇相談内容に応じた専門機関との連絡調整を行う相談支援コーディネート機能の充実を図る。（市役所における相談支援体制の充実）
- ◇身近な相談機能の充実
- ◇必要なサービスにつながるよう、学校や保護者に対する周知を充実してほしい。学校で支援を抱え込んでしまうので、専門的な福祉や医療との連携はさらに必要である。
- ◇花ノ木医療療育センターの相談の待ち時間が非常に長い。すぐに支援が進まない現状にある。京都市内の病院は対応しやすいが、花ノ木は医療心理面で適切に対応してくれる。
- ◇特別支援については制度的な部分（大学進学への配慮）は進んできている。

## （２）「障害」の表記について

- ◇平成14年に「精神分裂病」が「統合失調症」へと改名された事は大変大きな効果があったが、「障害」表記については特に意見はない。
- ◇「害」の文字は本人を否定するものを感じる。
- ◇障害という語が不具者等の言葉の代わりに出てきたものだが、時代毎に表現が変わるのがよい。
- ◇表記・表現を変えることも必要だが、やはり理解や権利擁護の推進がその前提になるべき。そうでないとただの言葉遊びに陥ってしまう。「害」の文字をなくすことは、意識の啓発につながるべきである。
- ◇公文書以外、「障害」を「障がい」としている。
- ◇ひらがな等、差別を考えることが差別につながるのではないか。
- ◇表記よりも、お互いに理解し合える環境をどれだけ整備できるかが重要。市や事業所が連携して、学

びの場や交流の場を作っていくことが大切。

◇保育所も以前は障害児保育という名称で取り組んでいたが、学校が特別支援教育に改められたときに、特別支援保育という名称にした。

人を害と呼ぶことが人権の視点から考えても偏見につながるため、今は障害児という表記はあまり使用しないが、使用するときには害をひらがな表記にしている。

◇利用者がいやがるのなら必要。

◇当センターで「障害表記」について議論したことはあったが、利用者サイドからの指摘や意見がなかったため、現在もそのまま「障害」を引用している。現在のところ、当事業所では表記の変更は考えていない。

◇漢字やひらがななど、表記によってイメージが大きく変わり、そのことによる影響が大きいのであれば、よりよい表記の仕方を追求するべきである。表記よりも、表記に左右されない人権意識が一番大切であると思う。

◇害という漢字からイメージを悪く感じる。

聴覚障がい者についてはろう者、またはろうあ者としてもらった方が個人的にはよいと思う。

◇当法人では、「障害」という表記を使っている。ただし、できる限り「障害者」という標記は避け、「障害がある人」という標記をしている。

◇現在の表記にて問題なしが多数。肢体支援協会にしては、という意見もあり。

理解を変えていくことが大切。健常者がいうことであり、漢字で表記して指摘されることはない。

◇害は特に変更の必要は感じない。ひらがなでも同じで、英語表記にしては理解しにくい。直ぐにカタカナにしたがる人もいるが。

◇「障害」の表記であるべきである。では同レベルの話をすると、「障」の字は「さしさわり」を意味するがこれはマイナスイメージはないのであろうか。仮に全国の文書の表記を「障がい」に統一できたら両足切断の障害者に両足が生えてフルマラソンを走ることができるのであろうか。こうした議論は無意味不毛であるだけでなく障害者問題に対する事務的な議論エネルギーを消費、阻害し有害でしかない。つまり言葉狩りをしていても障害者の現状、困難度に何らの改善もないのである。

◇・学校では「障害児学級」から「特別支援学級」となっている。保護者の前では「障害」という言葉は使わず「特性」と言っている。

・「障害」を「障がい」と表すこともある。文字については公の文言に使っている。

◇私見として問題はないと思っている。

◇保育所でも障害児から「発達に弱さを持つ子、支援を要する子」といった表現に変えている。

◇当協会は「障がい」と表記。しかし、使う字を変えるだけでは改善にはつながらないという意見にも納得できる点がある。本来使われていた「障碍」を使用するのが一番妥当なのかもしれないとも考える。

◇市社協としては、団体名・制度名以外は「障がい」と表記している。

障がい者、障がいのある人で使い分けている。

◇弊社では「障がい」と表記。

◇文字の表記にこだわる事なく、心の問題である。文字にこだわっている事こそ偏見ではないかと思う。人としての理解度、心の問題だと思う。

### (3) 計画策定についてのご意見やご提案

- ◇要約筆記養成事業は継続して市としても受講生が集まる手立てを考えてほしい。現在難聴会員数は設立以来最低。高齢化のため、会員拡大できない状態。要約筆記者を養成しても、難協が弱いため活躍する場が少なく要約筆記者も減少している状態。
- ◇敬老会や老人会などの会合に要約筆記者がつけられるということを周知、徹底してほしい。
- ◇手帳等級にかかわらず必要な方にお知らせランプ等を給付してほしい。補聴器や人口内耳の電池を助成してほしい。
- ◇聴覚障がい者の生活支援センターを設立してほしい。
- ◇障がいのある人にとっての日中活動の場を拡充する事や医療費の軽減等の計画策定を前向きに検討すべき。
- ◇高齢者の介護保険と障がいの総合支援法とは、各々が異なる理念を持つものであり、両者の試作を収れんさせるような動きは極めて不適當と考える。  
支援と介護が全く異なるものであるため、理念や成り立ちが異なるため。
- ◇市街化調整区域に事業所を建てたい。法の改善を求む。
- ◇本人や家族の意見もこうしたヒアリング形式の調査書にしてほしい。
- ◇当事者の思いや意見をたくさん組み入れていくべき。(個人宛にアンケートが届いているが、回答がとて難しく、その場にかんりの支援が必要な状況。)
- ◇ヒアリングの時に、これまでつくられた制度や事業の立ち上げの背景など教えてもらえれば、大変参考になるので願います。  
事業の立ち上げの背景など、これまでつくられた制度の説明が欲しい。特色ある制度であり、制度が変わっていないと思われるため、変更点や状況も教えて欲しい。
- ◇現状を踏まえ、具体性と実効性のある計画の策定を期待する。  
作業療法士、OTの配置を増力することが大切。  
京都府内に一人だけ在籍。4、5、6年生と通級指導にて使用している。(巡回相談。)  
悩みを共有することは大切であり、交流の場が重要。孤立している人も多く、長い目でみて、先を見通すことが難しくなってしまう。孤立する子ども?を作らないように。  
医療の働きかけも大切。医療への働きかけ、療育も途切れてしまう場合がとて多い。
- ◇手話通訳員の増員。
- ◇障がい者が利用しやすい老人ホームの建設。
- ◇福祉に関係する計画が何本かある。  
また障害者基本計画、障害者福祉計画など、福祉に係わるものでも混乱しかねない。  
いわゆる一般の人たちには非常にわかりにくくなっているのではないだろうか。国の方針があるので、仕方がない部分があるかもしれないが、一般の方にもわかりやすい計画であってほしい。  
どこの市においても、似たり寄ったりの計画策定になっているのではないだろうか。  
コンサル会社が作ることもあるだろうが、亀岡市は他の市とは「ここが違う」という計画を期待する。
- ◇高齢になる程に、歩行または自転車などの移動は困難。普段はアッシーさんをお願いしているが、急な時は利用できない場合はタクシーを利用している。  
障害等級が軽いとタクシー券もないので、困っている。

◇発達障害についての、まわりの大人の理解はとても大切である。(教職員の研修をさらに充実させたい。)

家庭では特徴が少ない。

◇適切な支援が提供できても、その場限りにならず(ライフステージが変わっても)一貫した支援が継続されるように、関係機関が連携して体制整備ができたらと思う。

市町村で違いがあり、亀岡市は遅れている。一貫して支援できることが大切。共通の様式、支援ファイルが必要。(ファイルで送っているところもある。)また保護者に周知されていない。情報支援など福祉と教育の実践的な連携が必要である。子どもの支援については家庭支援も必要になる。

抽象的な真意から、具体的なレベルへの取り組みが必要。

◇小学校就学を迎えると進学先で悩んでしまう。どの保護者も地元、地域の学校に友だちといっしょに行きたいという思いを持っている。しかし、専門的な教育、療育を受けるために選択を迫られる。発達に課題があるために制約を受けることが多くある。子どもがより豊かに生きていくために必要な計画が策定されるよう学び、協力していきたいと思う。

◇障害者権利条約の策定の際にも「我々抜きで我々のことを決めるな」と言われていた。亀岡市でも当事者の声を聞く場を持ち、計画策定に反映してください。

◇ヒアリングを反映した計画を希望。

◇療育・発達支援体制の充実。発達障害のある子どもに対する支援体制の整備。

◇関係機関による切れ目ない支援体制の構築のため、成長段階に応じて適切な支援が継続されるように、保健・医療・福祉・教育のネットワークづくりを進める。

◇障がいのある子どものライフステージに応じた、継続的な支援体制の充実。(就労支援までを見据えた支援体制の構築)

職種間の連携。個々の支援者のレベルアップ。魅力ある行政、市政。京都市のブランドをもちこむ。大学の誘致。

◇相談に行けていない親、一生懸命にがんばっている親の子どもを支援してほしい。